



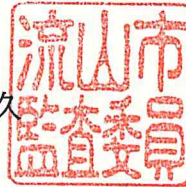
流山市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

令和3年6月17日

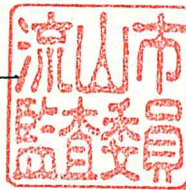
流山市監査委員

菅生 泰久



流山市監査委員

坂巻 儀一



令和2年度
財政援助団体監査報告書
〔流山市民まつり実行委員会〕

流山市監査委員

目 次

第 1	監査を執行した監査委員名	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の着眼点及び実施内容	1
第 5	監査の期間	1
第 6	監査の実施日及び場所	1
第 7	団体の概要	2
第 8	財政援助の概要	5
第 9	監査の結果	6

令和2年度財政援助団体監査報告

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項及び流山市監査基準（平成29年流山市監査委員告示第7号。以下「監査基準」という。）第4条第1項第6号に規定する監査であり、監査基準に従って監査を実施した。

第1 監査を執行した監査委員名

佐々木 健一
森 亮 二

第2 監査の種類

財政援助団体監査

第3 監査の対象

流山市民まつり実行委員会

所管部課：市民生活部 コミュニティ課

対象範囲：令和元年度における流山市からの補助金交付に係る事務事業及び所管部課の当該補助金交付事務（ただし、執行に関連し発生する事務事業については、他の年度を含むものとした。）。

第4 監査の着眼点及び実施内容

監査基準に基づき、補助金の交付先である団体及び所管部課において、出納その他に関連した事務の執行が適正に行われているか検証することを目的とした。

監査の実施に当たっては、監査対象団体及び所管部課から関係書類の提出を求め、事前に事務局職員による審査を行うとともに、本監査日においては監査委員が所管部課職員から説明を聴取して実施した。

第5 監査の期間

自 令和2年11月2日
至 令和3年3月25日

第6 監査の実施日及び場所

令和2年12月18日 流山市役所

第7 団体の概要

1 名称

流山市民まつり実行委員会

2 代表者

委員長 田口 佳子

3 組織

令和元年4月1日現在

流山市民まつり実行委員会は、次の組織により構成されている。

役員	委員長	1名
	副委員長	3名
	監査	2名
	会計	2名
委員		9名

4 事業概要

流山市民まつり実行委員会は、流山市民相互の連帯意識の高揚と郷土愛の育成を図り、「豊かで活力のあるふるさとづくり」に資するため開催する、流山市民まつりに関する基本計画の立案及びこれに基づく行事の円滑な運営を図ることを目的として、次の事業を行っている。

- (1) 流山市民まつりの計画の策定及び実施に関すること。
- (2) 流山市民まつりの計画の策定にかかる調査研究に関すること。
- (3) 流山市民まつりの実施にかかる連絡調整に関すること。
- (4) その他委員会の目的達成のために必要な事項に関すること。

5 収支状況（令和元年度分）

収入

（単位：円）

区分	予算額 (A)	決算額 (B)	比較 (B-A)	摘要
補助金	3,000,000	3,000,000	0	流山市
	100,000	100,000	0	流山市社会福祉協議会
小計	3,100,000	3,100,000	0	
協賛金等	442,000	460,000	18,000	市内事業所 35 団体
	319,000	351,000	32,000	市内自治会 50 団体
	0	0	0	寄付金
小計	761,000	811,000	50,000	
名刺広告料	1,710,000	1,940,000	230,000	市内事業所等 36 団体
出店料	373,000	396,000	23,000	青空市参加負担金 23 団体
	546,200	657,400	111,200	行政関連コーナー32 団体 （市民健康まつり含む） + NPO
	104,000	140,000	36,000	福祉会場 19 団体 + 日赤
	160,000	160,000	0	森のグルメレストラン 4 団体
小計	1,183,200	1,353,400	170,200	
その他	200,000	186,927	△13,073	利息・その他・ダンボール ランド収入等
前年度繰越金	1,392,292	1,392,292	0	
合計	8,346,492	8,783,619	437,127	

支出

(単位:円)

区分	予算額 (A)	決算額 (B)	比較 (B-A)	摘要
会場設営費等	4,000,000	3,835,590	△164,410	会場設営全般、 ステージ運営等
	150,000	0	△150,000	水道設備
	150,000	0	△150,000	LP ガスレンタル料
	40,000	33,550	△6,450	ゴミ処理費
	700,000	476,850	△223,150	警備員
	250,000	201,080	△48,920	交通規制案内看板作成 設置・撤去
小計	5,290,000	4,547,070	△742,930	
企画運営費	500,000	240,880	△259,120	ダンボールランド
	10,000	0	△10,000	子ども広場装飾等
小計	510,000	240,880	△269,120	
広報宣伝費	1,332,072	1,292,050	△40,022	ポスター700枚、チラシ 64,000枚、折込代
	2,500	864	△1,636	新規協賛金等開拓用パ ンフレット
	20,000	0	△20,000	会場レイアウト増刷
小計	1,354,572	1,292,914	△61,658	
姉妹都市友好都市	160,000	58,500	△101,500	昼食・土産代等
事務運営費	200,000	98,802	△101,198	事務用消耗品、ボラン ティア弁当、両替手数料
	23,000	23,000	0	手話通訳者等派遣料
	500,000	308,960	△191,040	会場使用料、朝5時~8 時人件費(キックコーマ ンアリーナ)
	200,000	142,400	△57,600	賠償責任保険等
小計	923,000	573,162	△349,838	
交通運輸費	70,000	34,296	△35,704	臨時バス運行代(バス2 台増便)
合計	8,307,572	6,746,822	△1,560,750	

8,783,619円(収入) - 6,746,822円(支出) = 2,036,797(繰越金)

第8 財政援助の概要

1 名称

市民まつり事業費補助金

2 交付の根拠

- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 流山市補助金等交付規則（昭和 42 年流山市規則第 14 号）
- ・ 流山市民まつり補助金交付要綱（平成 6 年 4 月 1 日施行）

3 交付の状況

（1）補助金交付手続

令和元年 5 月 29 日 補助金交付申請
令和元年 6 月 6 日 市から補助金交付決定通知
令和元年 6 月 10 日 補助金概算交付請求
令和元年 7 月 5 日 補助金概算支払
令和 2 年 2 月 28 日 補助金実績報告書提出
令和 2 年 3 月 4 日 市からの補助金交付確定通知
令和 2 年 3 月 17 日 補助金精算

（2）交付状況

令和元年 7 月 5 日 3,000,000 円

4 交付目的

流山市民相互の連帯意識の高揚と郷土愛の育成を図り、「豊かで活力あるふるさとづくり」に資するため開催する流山市民まつりに関して、流山市民まつり補助金交付要綱（以下「要綱」という。）等に基づき必要とする経費を補助することにより、安定的な開催に寄与することを目的としている。

5 補助額算定・手続の適正性

補助対象経費は、要綱第 3 条において、市民まつりの開催に要する経費としている。また、要綱第 4 条では、補助金額については 1,500 万円を限度とし、予算の範囲内で市長が定めた額としている。

補助額の算定については、過去の流山市民まつり開催実績に基づく決算額の実績と、流山市民まつり実行委員会の収支バランスを考慮し、交付申請しているとのことであったが、補助額の算出基礎となる計算式などの根拠となるものは無かった。補助金の限度額は、前述のとおり 1,500 万円を上限としているが、限度額で支出された例は無く、第 1 回流山市民まつりの補助

金 819 万円を皮切りに、昭和 62 年開催において過去最大額の 1,200 万円の補助金が交付された。しかしそれ以降は減額に転じ、平成 24 年度から、現在の補助金額と同額の 300 万円となった。

収支状況にて、300 万円の補助金に対して、約 200 万円を繰越金としている。これは流山市民まつりが不慮の事故や台風等により中止となった場合の出店料を返金するための費用及び不測の事態等の対策として備える資金としている。流山市民まつりの開催中止に伴う損害賠償をイベント等の専用保険で対応せず、繰越金の中から返金対応することとしていたが、新型コロナウイルス感染症により早期に中止決定をした令和 2 年度以外に、過去に中止をした事例がなかったことから、保険に要する費用を節減することで補助金にかかる経費の削減になるという判断により未加入としていた。また、補助金の申請及び交付手続きは、問題なく執行されていた。

6 実績報告書類による事業の履行確認

実績報告書・精算書及び添付書類は、おおむね適正に整備されていた。

第9 監査の結果

1 総合意見

調査した範囲において、所管部課による補助金の交付事務、団体による補助金の申請・実績報告事務、収支経理事務とも、おおむね適正に行われていたが、一部の領収書や請求書などに誤字や記載漏れ等が確認できた。補助金にかかる事務手続きの是正・改善を行われたい。

市民まつりの経費削減の工夫として、関連事業者へ市民まつりの協力を依頼することで、ガス業者からは LP ガスボンベの無償提供、流山市上下水道局からは給水設備の無償提供を受けた他、会場の管理において、前年の市民まつりの反省点を踏まえて、室内イベント会場の来場客の動線を考慮し、養生箇所を厳選したこと等で経費を削減できたことは高く評価する。

収支状況では、決算額が予算額を下回っており、余剰分を繰越金として取り扱っている。繰越金は、市民まつりに不測の事態が生じた際の返金分等としての扱いであるが、令和 3 年度は東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されていることで、会場警備の人員不足と人件費の高騰が懸念される。また、新型コロナウイルス感染症の収束に見通しが立たないことから、市民まつりの開催には消毒液やマスクなどの衛生品費用の支出が見込まれる。

流山市民まつりは、令和 3 年度から流山市民まつり実行委員会と流山市との共催になることから、全市コミュニティの推進のため、新たな可能性を

見出す機会として、補助金が目的に沿って、有効かつ効果的に使われているかを再考し、補助金の使途を検証されたい。また、共催により、有事の際の対応の覚書を交わしたことで、安心・安全な市民まつりを開催するための連携強化を期待する。

2 個別意見

監査の結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたものの「指摘事項等一覧」(下表)のとおり、注意事項が認められた。

注意事項については、速やかに適正な対応を講じられたい。また、予備審査において口頭で是正を求めた事項も同様である。

【指摘事項等一覧】

	指 摘 事 項								検討 要望 事項	注意 事項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計		
市民生活部 コミュニティ課								0	0	0
流山市民まつり 実行委員会								0	0	4
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4

【注意事項一覧】

注意事項	対象団体
領収書の但し書き欄が未記載のものがあった。	流山市民まつり実行委員会
請求書の宛先が鉛筆書きで記載されているものがあった。	流山市民まつり実行委員会
請求書及び領収書の日付が未記載のものがあった。	流山市民まつり実行委員会
領収書の宛先及び用途欄が誤字のものがあった。	流山市民まつり実行委員会